

令和4年度 第2回太宰府市障害者施策推進協議会 議事録（要約）

○日時

令和4年11月21日（月）18：30～20：05

○場所

太宰府市役所3階庁議室

○協議事項

議題1 第5次太宰府市障がい者プランの進捗状況について

議題2 太宰府市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の進捗状況について

○内容

■前回欠席委員自己紹介

■傍聴人入室（傍聴1人）

■議事

「太宰府市障害者施策推進協議会規則」に基づき、議事進行を会長が行う。

(1) 第5次太宰府市障がい者プランの進捗状況について

A委員)

前回の協議会の後に委員からご意見・ご質問をいただいておりますので、それに沿って事務局から回答いただいて、それから皆さんにご意見をいただきたいと思います。それでは事務局お願いします。

① 筑紫地区地域自立支援協議会や太宰府市障がい福祉ネットワーク会議について

② 基幹相談支援センターについて

事務局)

「委員意見と回答」という資料になります。中ほどに委員からの意見があり、右側に回答を入れています。左側に通し番号を付けておりますので、順にご説明してまいります。

追加資料1に凶解したものがあるので、この回答と照らし合わせながらご覧ください。

筑紫地区自立支援協議会とは、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野について、課題を抽出・検討し、関係者によるネットワークの構築を図り、障がいのある人の地域生活の充実を目的としています。関係機関等からなる全体会があり、連絡会、そして筑紫地区5市と相談支援事業者から構成される事務局会があります。そして各部会を設置しています。相談支援部会、権利擁護部会、地域連携部会、緊急ショートステイ部会が構成されており、個別具体的な内容を各部会で担当して検討しているところです。各部会はそれぞれに事務局を各市で割り振りをしており、それぞれの市が音頭を取りながらこの部会を開いています。本市の担当は緊急ショートステイ部会です。

また各市において障がい福祉ネットワーク会議というものを設けております。メンバーは関係事業所、当事者団体、社会福祉協議会、支援者団体等にお集まりいただき、年に4回の中で議題を出していただいたりしながら、行っているところです。

次に基幹相談支援センターが設置されてからの変化というご質問です。追加資料2をご覧ください。

基幹相談支援センターの主な機能としては4つありまして、①総合相談・専門相談、②地域移行・地域定着、③権利擁護・虐待防止、④地域相談支援体制強化です。追加資料には昨年度の実績を書いております。相談機能の充実ということで以下のような実績となっています。利用者人数は598人。支援方法は訪問であったり、来所したり電話したり個別支援会議のテーブルにのせるなどありますが合計で1027件。具体的な相談内容は一番多いのが福祉サービスの利用等に関する事で、こういったサービスがあるのか、こういったサービスがいいのか等が全体1243件のうち445件となっています。

2点目の地域における相談支援体制の強化ですが、障がい福祉ネットワーク会議を2回、内容としては障がい者の防災や生活保護制度をテーマに開催しています。それとモニタリング時の担当者会議への参加であったり指定特定相談支援事業所への情報提供を行っています。

3点目の地域移行・地域定着の促進ですが、退院前後のケース会議等への参加や医療観察法に基づくケア会議への参加を行っています。

4点目の権利擁護・虐待防止ですが、研修会への参加や、虐待ケースへの対応、権利擁護につきましては成年後見市長申立を2件行っております。

そして基幹相談支援センターの強化すべき機能というご質問ですが、虐待防止や地域移行のためのケース会議などは以前から行っているところですが、地域相談支援体制強化については事業所への専門的な指導・助言などはなかなかできていない現状です。これは人事異動に伴う職員の交代などもあり知識・経験が引き継いでいないということを確認しており、今後職員の育成に力を入れていく必要があると思っています。事業所に職員の方から出向いて行ったり、モニタリング時の会議の参加などを行い連携を強化する必要があると思っています。

A委員)

自立支援協議会と言っても、こういった所でやっているのか、どういう形でやっているのかというのは見えづらいですね。私は委員として参加させてもらっています。筑紫地区ではもう13年になるのでしょうか。当初は国が自立支援法を作った時に市町村単位でこのような協議会を作りなさいということでしたが、筑紫地区では5市共同設置と形で運営されています。当初は委員として呼ばれた私もよく分からないし、行政もよく分からないといった手探り状態でした。けど5市の担当者は他の地域を見学されるなど一生懸命取り組み、いまは筑紫地区自立支援協議会は県下でもかなり高い評価の状態になっているのではと感じています。

ただ、基幹相談支援センターというのが本来でしたら独立した形でやるべきところなんでしょうが。福岡市はお金があるので各区に3か所ずつあります。しかし今の郡部の体制からすると障がい福祉課の窓口でないと設置できないということで、障がい福祉課と基幹相談支援センターの看板を2つ出している状態となっていて、市としても動きづらだろうなど。データとして出していただきましたが件数としてはかなり多いなと思います。相談内容としては1200件くらいになりますよね。これから先、困難事例がどんどん出てくるんだろうなと思います。実際どうなんですか、困難事例なんかは市だけでは難しかったり、基幹相談というのは本来市民が最初に相談を持っていくところですが、いかがですか。

事務局)

障がいだけでなく、経済的な問題だったりあるいはお子さんの問題を抱えていたりなど、複合的な課題を抱えているご相談が増えてきているので、障がい福祉の部署だけでなく他の部署といっしょ

に連携しながらあたるケースが増えてきています。

A委員)

本日、県精神保健福祉センターで研修会がありましたが、80代の高齢のお父さんお母さんの認知症の問題で介入してみると50代の障がいを抱えるお子さんがいらっしやっただとといった8050問題のケースでした。太宰府も高齢化していきこれから8050問題のケースも出てくるでしょう。その時高齢者の部門だけでは難しいと思いますし、障がいそして精神障がいでは医療の場合もあるでしょうし、重層的な形で関わっていくことになるでしょう。医療としては地域と関わる接点というのはどうでしょうか。

B委員)

診療報酬改定でも多職種でしかも地域のいろいろな事業者にも来ていただいて協議を繰り返してやるのが評価される方向にきているので、これからどんどん進んでいくと思います。

A委員)

コロナ禍で病院としても外部の人との交流が制限されているのでしょうが、いずれアフターコロナの状況になればいろんな接点ができていくんだろうなと。

③ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

事務局)

65歳での障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行時の市の裁量です。原則介護保険サービス優先となりますが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断し、市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能です。

続いて同事業者においてサービスを受け続けることが可能かという質問です。国は「共生型サービス」という同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することができるとする事業所指定の特例の制度を平成30年に設けました。しかし制度の歴史が浅いことや手続き的な課題等から指定を受けた事業所数は極めて少ない状況です。

C委員)

できるけど世の中には無いということが実際には多いと当事者側としては感じる人が多いです。そこが難しとか、される側の気持ちや大変さもわかるのであまり強く言えないし、とジレンマを感じつつ、こういった問題があるということを皆さんにも知っていただきたいと思い書かせていただきました。

A委員)

65歳以上になったら介護保険サービスが優先ですよということで福祉サービスはほとんど受けられなかったのですが、平成30年に共生型サービスというのができて、その方に合ったサービスをきちんと提供しましょうと国の指針が出ており、国としては結果的にケースによって違うので市町村でよ

く話をして下さいということ。窓口が障がいと高齢となるのでここが行き違ったり、障がいにいったら「高齢に行って」と言われて高齢に行ったら「うちじゃない」と言われてたらい回しになったり、結果的に本人が望んでいるサービスが受けられないことなどをC委員はおっしゃっているのだと思います。共生型サービスというサービスの形が見えてきていますので行政内部で努力していただきたいと思います。

④ 事業所のサービスの質と量について

事務局)

モニタリング時やサービス更新時、あるいは利用者からの相談時などにサービスのあり方に疑問を感じる時などは、事業所を訪問するなど直接お話をさせてもらうことがあります。児童通所サービスはサービス需要の急激な伸びとともに事業所数が増え、社員の経験不足や知識が追いついていないのではないかと感じる場合があります。

A委員)

児童のサービスについては、今日も新しい放デイが吉松にできましたとご挨拶状が来ていました。そういった意味では現況としてはいかがですか。

D委員)

私達も一事業所なので質の高さを継続していきたいと思うのですが、市が言われるとおりに事業所がたくさんできて、事業所同士で付き合わせていただいている中では、利用児を中心に考えた時に、「これでいいのかな」と思うような事業所があることも多々感じます。これだけ事業所が増えてきて質の継続が難しくなっている現状があるように感じます。

A委員)

特別支援学級とか障がい児への支援ということでは学校の方ではいかがですか。

E委員)

特別支援学級だけではないですけどやっぱり特別支援学級のお子さんの保護者が困り感を持っていらっしゃる方が多分にあります。そういう時に繋げていくのは学校としてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーになります。家庭的に入り込んだ支援が必要な場合は民生委員に相談させていただくこともあります。そうやって保護者も同時に支援していくという方向で進めています。

A委員)

困り感があつたり難しいケースもあるでしょう。もちろんサービスも必要でしょうが地域の中で支援していくネットワークというか、制度を活かすためには人が活かしていかないといけないんでしょうね。

⑤ 緊急ショートステイ事業について

事務局)

筑紫地区自立支援協議会の中に緊急ショートステイ部会を立ち上げ、本市が担当事務局となってい

ます。介護者の緊急入院や急な葬式への出席等により、在宅で一人で過ごすことが困難な障がいのある人が短期入所できるようにという取り組みです。これまで対応してこられた事業所に制度に基づく認定や加算を行うとともに、可能性がある障がいのある方の急な利用ができるだけスムーズに進むための事前登録や体験利用を同時に進める制度にしたいと考えています。令和5年度からの実施を予定しています。

C委員)

短期というのはどのくらいの期間になるのでしょうか。

事務局)

国は緊急ショートについて7日以内、事情がある場合は14日までと定めています。

A委員)

ショートステイというのは実質的には児童で多く使われている印象です。そういう中で自立支援協議会で緊急ショートステイ部会を作って、いわゆる拠点事業というのを作らないといけないんですが、拠点事業の一環として緊急ショートステイ部会を作って体制づくりを行っているところなんですね。これも裏側に8050問題を抱えながら本来は親亡き後に備えてというところがあるんですが、F委員いかがでしょうか。

F委員)

家族会でするのでどこかにすぎるといふ思いでみんな集まっています。一番興味があるのは家族が高齢になってきているので40歳、50歳の本人のことが親亡き後が心配なんです。更に成年後見制度の勉強会をしていて、先日も講師を招いてお話をさせていただきましたが、もっと勉強していかないと分からない。公共の部分と私的なサポートをしてくれるところがあるので、どこに行ったとしてもお世話してもらわないといけないが意に沿わないところがあるかもしれないので、選択する時の知識が欲しいなという感じで、まだ後見人制度は今から入ったところで先日勉強会をしたところなんです。生身の悩みとしてはこれが一番なんです。精神障がいというのは症状がそれぞれで一つではないので難しいところがあって、相談してもはけ口としかならない状態が家族会ですね。あとは公とか経営されている方の講演会に行っているいろいろと教えてもらうのが現状です。

A委員)

親亡き後というのは以前からずっとある課題で、ご家族がだんだん高齢化しているので余計に心配が一番あるのかなと思います。

F委員)

金銭的な問題も気になるところで色々なパターンがあるので、どういう風になっているのか勉強していかないといけないと思いました。

A委員)

そういう意味ではご家族が理解できるような知識が啓発・啓蒙できるような事業があればいいのか

などと思います。

F委員)

信用して良いのかどうか、信じていかないと進まないのですが大丈夫だろうかというのを試行錯誤している人もいます。

A委員)

身体障害者福祉協会はいかがですか。

G委員)

確かに親は心配は心配でしょう。ある程度生活できても最後までどうしようかと口は出さないけど悩まれているのではないのでしょうか。

C委員)

あとで出てくる質問と重複することになるのですが、結局サービスは世の中にいっぱいあるんですが、実際どう使っていいか分からないというか、おっしゃっているように成年後見にしてもどう使っていいか分からなくて、みんなただ漠然と抱えている。私達も成年後見と信託についての勉強会をしたばかりですが、聞けばいい制度だけど実際に使うとなると同じ気持ちでこの方でいいのかなというところから始まるし、それを言っていると何も進まないというのも分かります。どうやって制度に乗っかればいいのかというところの窓口が市役所だったり事業所だったりするんでしょうけど、そこを上手く繋がる始めが皆さん分からないですね。成年後見の勉強会の時に司法書士の先生から言われたのが、「皆さん子どもさんの事をすごく心配しているけど自分の事は考えていますか」とおっしゃって、みんな子どもの事でいっぱい自分達のこと考えられない状況なんです。本当は先に自分が老いて認知症になることも考えながらやらないといけないんだけど、そこに余裕が無いというか子どもの事で精一杯という感じなので、せっかくある制度に上手く繋げていただける手助けをしていただける場所がいっぱいあるとありがたいなと思います。

A委員)

制度にのっとったというより個別案件に対応できるような相談窓口があるといいのかな、相談となると困っているものを持って行く形になるのでしょうか、少し先々のこととかを話せるような相談窓口があるといいという感じでしょうか。ここは緊急ショートステイのことですが、親亡き後のところは今後検討していかないといけない課題ですね。

⑥ 障がい者雇用に関するアンケート調査について

事務局)

令和3年度に実施したアンケート調査ですが、市内事業所における障がい者雇用の現状について調査を行いました。期間として2週間、商工会を通して会員の方1269事業所にご案内を差し上げました。しかし周知のまずさもあり、商工会から各事業所にご案内したのですが残念ながら4事業所のみの回答にとどまりました。今年度も同じ調査を行うこととしておりますが、期間としては昨年度同様12月に行う予定です。障がい者を雇用しているかどうか、働く上での課題、今後雇用するにあたってど

ういった支援が必要なのかななどをアンケート項目として挙げています。なお、今日お配りしている資料のバーコードを読み取っていただければ内容が見れるようになっています。

C委員)

12月は忙しい時期でアンケートどころではないですか。

事務局)

すみません。昨年度の実施時期は2月でした。今年度が12月の実施です。障がい者週間に合わせました。

C委員)

なるほどですね。一生懸命作って下さっているのに4件では福祉課に申し訳なくて。

A委員)

商工会との連携というところでは、障がい者雇用率が年々上がってっていますが、受け入れたいんだけどどうすればいいのかなとか、知らないから不安になるということをよく聞かれますので、こういうアンケートを通じながら少しずつ意識的なものを事業者側にも持っていただければ、事業者側も障がい者雇用率なんかはどんどん入ってくるでしょうから、商工会の中でも雇用者側の相談窓口とか相談内容が出てくると広がりが出てくるのかなと、続けることの方が大事かと思いますので是非続けていただきたいです。

C委員)

知り合いのB型事業所に見学に行かせていただいた時に、梅ヶ枝餅屋さんの箱を折るお話があらから突然来て、という内職をされていて、なんで来たのかも分からないとおっしゃっていましたが、そういった事をやっていることを商工会の中でお知らせいただくとか、それだけでも少し違うのかなと思います。情報交換という意味でもこういうのを続けていただけるといいと思います。

A委員)

情報がいろんなところに発信できることがいろんな気付きだったりに繋がっていくと思います。

⑦ 一般就労を目指す人に紹介するサービスや機関について

事務局)

障がい者の適正や症状に合わせ、精神障害者雇用トータルサポーターによる支援、職業訓練、職場適応訓練、トライアル雇用などを行うハローワークや福岡県が設置する障害者就業・生活支援センター、職業訓練や就職支援などのサポートを行う就労移行支援事業所などが考えられます。

A委員)

ハローワークあたりもいろんな形で障がい者を受け入れるということで頑張っていますが、地域の中で活動してあるH委員は就労支援についていかがですか。

H委員)

直接こういうことを活用というわけではないですが、いろんな方に就労の機会を与えていくことは大事だと思います。そういう機会がいろんな形で障がいを持っている方や地域で困っている方にサービスが充実していけばいいなと思います。

A委員)

そういう情報が地域の中に入っていく機会というのはいかがですか。

H委員)

それは市の方から紹介という形で地域に入ってきてこういう制度がありますよとか入ってきます。そういうのが障がいがある人に向けての雇用というのも含めてたくさん機会があればいいかなと思います。ただそれが実際に地域の中でマッチングするかというところが難しいもので、そういう制度の中に乗れる人達がいるかということも課題としてはあるのかなと思います。

⑧ 消費者被害を防止するための出前講座について

事務局)

昨年度の進捗状況の中で報告させていただいたものですが、出前講座の内容は障がい者に特化したものではなく、広く一般向けのものとなっていました。施設への啓発物品の配布や啓発活動についても障がい者に特化したものではありません。福祉という取り組みで報告を出させていただいています。なお、令和4年度の太宰府市障がい福祉ネットワーク会議では、障がい者に日ごろから関わる機会の多い市内事業者等を対象に、「障がい者の消費者被害と支援者ができる見守り・対応技法について」といった内容の勉強会を行ったところです。

A委員) 特に意見はありませんか。無ければ次に進みます。

⑨ 療育相談室による幼稚園や保育園へのサポートについて

事務局)

5 つ意見をいただいております。本市が設置しています療育相談室についてですが、幼稚園や保育園の先生方もサポートが必要なお子さんの受け入れや園集団の中で要配慮児のピックアップができるようになっているというご意見、保護者認識がないまま園集団の中で要配慮児について職員がわかることも多く地域の幼保職員のご苦勞を感じるというご意見、幼保職員から相談は挙がっているかというご意見、相談が挙がっているのであれば園サポート（巡回等）の必要性についてどのように考えられているかというご意見、現在の仕組みは療育相談室に繋がっていない子どものみしか園訪問はできないということかというご意見です。

まとめてご回答させていただいておりますが、子ども発達相談室では登録児対象で園訪問支援を行っています。相談者の保護者のニーズを受けて同意の元に実施し、訪問後も相談者の承諾を得られれば、園とのやり取りを継続させていただいております。子ども発達相談室では相談者の保護者の意思を尊重した支援を行っており、園へのサポートについては園から要望があれば保護者から提案いただき、園とのやり取りを行っています。なお、年1回の学習会という形での園へのサポートを行っています。

D委員)

保護者の認識があれば福祉サービスでも保育所等訪問支援の事業があるのですが、共生社会を実現していくにはお子さんの時から地域の中で過ごせる場所づくりができたらいいなと思いますが、その場所がどこかと考えると小学校に上がる前は保育園や幼稚園が中心になると思った時に、太宰府市であればきらきらルームが指導していただいているので、先生方が困っているという声を上げてくれるようになったのがここ数年だなどという実感があるとともに、先生達が保護者の方の認識がなくても集団の中で困っているお子さんがいると言われるのであれば、そこに少しサポートがあれば先生達のご理解とともに地域で過ごしやすい場所づくりができるのではないかと、制度には無いんですけど少しそこら辺があるとサポートしてくれる地域の味方が増えるなと思います。機会があったので近隣市にも聞いてみたのですが、春日市は令和3年度に相談室ができて園が相談する機関を決めてやっていますよと聞きますので、近隣市でも少しずつそういうサポートの仕方が出てきており、太宰府市でもそういうサポートがあつていくと地域で過ごしやすい場所づくり・応援団が増えていくのかなというところで聞かせていただきました。

⑩ 療育や発達支援サービス事業所等の情報提供について

事務局)

障がい児の通所サービス利用を検討されている相談に対しては、障がい児通所支援サービスの種類、利用者負担、利用までの流れなどについて説明を行っています。また事業所からいろいろチラシを送ってきたりしていますので、こういう事業所ありますよというような一覧を作成しておりますのでそういったご案内をしております。

D委員)

初めてこれから我が子に福祉サービスを検討されている方が自分のお子さんを知りたいという入り口と思うので、最初の相談というのは私達もすごく緊張しますが、先ほど基幹相談のお話もありましたがその辺の期待もあり聞かせていただきました。

A委員)

親御さんにとっては子どもの障がいというのはいろんな不安があつたりどういったところで窓口をとるのがあると思います。そういうところでは学校ではいかがですか。

E委員)

幼稚園・保育園の先生から保護者の方が悩んでいますという情報をいただく機会はあります。そこをもとに早めに小学校に見学に来られるという動きに繋がっているところもあるので、ありがたいなと思っています。ただ保幼小連絡会という学校と幼稚園・保育園との交流の機会があり、そこで情報が入ってくるのが2月の終わりぐらいなので、その時点では特別支援学級に入級した方がいいお子さんへの対応が間に合わないという状況があるので、そこがもどかしいと思うところと、年に数回教育支援委員会というのが開かれていますけど、その中でいま通常学級に通っているけど小学校の先生方が見た時に発達的な課題が大きいので特別支援学級に入級した方がこの子のためには絶対良いと思っても、お家の方がそこを受け止めきれない場合があります。そういう時にも早め早めにお子さんの状態を見て、早く特別支援学級に入ることが悪くはないというかその子にとって良い事なんだとい

う事が理解できるような学習会が早い段階で年に1回とかでなく開くことができれば小学校としてもありがたいと思います。

A委員)

学校教育と福祉とそれともう一つ医療というところがどうしても発達障がいになるとですね。病院の中で発達障がいの診断のケースは増えているのでしょうか。学校との関りや児童福祉施設との関りは増えてきているのでしょうか。

B委員)

増えてきていると思います。特別支援学校の校医として親御さんからの相談を受けていますが、小さい頃からそういう支援学級、支援学校に入っているお子さん達はかなり手厚く支援を受けているんだと、その中で症状が出て難しい方が我々のところに紹介があるのでその段階では既に手厚い支援を受けている方が多いです。非常に困るのは学校自体あまり目立たなくて何となく不登校や引きこもったりしてて19歳になってしまった後いよいよ社会に出れなくなってという人がどこにどう繋がったらいいのか分からないというのが切実。本人も拒否が強くて引きこもって親達もどうしようもない、かといって入院させるようなケースでもないし。

A委員)

18歳を超えてしまうと児童の枠から外れてしまいますからね。

⑪ 居住地交流事業について

事務局)

地域交流事業の主体となって企画を行うのはどちらですかということで、学校教育課の取り組みとして成果を上げていたものです。特別支援学校から依頼があり、市内各学校との協議で内容を企画しています。特別支援学校のお子さんが学校に来ていただいてお互いに交流するという取り組みです。

C委員)

学校では実際にどういう事をされていますか。

E委員)

本校では10月下旬に本年度は聴覚特別支援学校から2年生の児童が一人来られました。うちの校区に住んでいるので地域の中で知り合いを増やしていきたいということで聴覚特別支援学校から依頼を受けました。本校も2年生の学級に入ってもらいプログラムとしては1回の交流で2時間、1時間目は特別支援学校の児童から自己紹介を手話とパワーポイントで作った紹介文を見せながら自己紹介をしてくれていました。その後先生から耳が聞こえないというのはこういう事だよというのをスライドを使いながら分かりやすく説明をして下さいました。2時間目は仲良くなろうという学習を学級活動の時間を使って作りました。2つのゲームをしていましたが、1つはフルーツバスケットをすと言っていました。耳が聞こえないのでどうやってするんだろうなど見ていたら事前に打ち合わせをしていたようでリングだったらリングという手話を本校の2年生の子も覚えておいて手話を使ってみんなで動いていました。それから震源地を探せというゲームがあって、誰が発信源になっているかを、それ

は音も声も出さないでできるゲームなのでいっしょに楽しんでいました。最後は2年生からのプレゼントということで「ともだちになるために」という曲を手話を交えていっしょに歌うということをして2時間を過ごしていました。

C委員)

その後続いたりとかしているのでしょうか。

E委員)

その後は手紙を書いているようでした。次の交流に結び付くかというのははっきりしませんが、交流の記念として手紙を書いて渡すという風につながっていくようです。

C委員)

継続していくと本当の知り合いになれるのかなあと思います。親としてはありがたいです。ありがとうございます。

A委員)

手話の話が出ましたが、地域交流とか手話の会としての活動とか教えていただけますか。

I委員)

10月に手話を楽しもうということで親子で30人くらい集まって初心者向けの勉強会を行いました。小さい子どもの方が暗記力が良くて質問がどんどん来るんですね。また、社会福祉協議会で手話奉仕員養成講座を行っていますが、親が子どもにも雰囲気を見せたいと子どもを見学に連れて来られます。週に2回の講座を1年間かけて行っていますがコロナが増えてくると中止も考えないといけないので情報を早く集めて、安全な環境で行っています。

A委員)

手話の会のようなボランティア団体の普及啓発活動が実をつけて次の世代にわたっていくのでしょうか。

⑫ 行政窓口におけるアプリを使ったコミュニケーション支援について

事務局)

全庁的にそこまで取り組めてはいませんが、福祉課において障がい者の方に適正に応じてタブレットを用いて支援を行っています。

C委員)

あすラックさんが出された通信に、いまこういうツールがたくさんありますよ、というのが載せてあって、私のところは子どもの方が使えるかんじでどんどん使うので私の方がわからないのですが、たまたまテレビでいま手話を使っているドラマがあって、それを見ただけで今のツールはすごいなあと、こんなに簡単にやりとりができるんだとそこに感動しました。ああゆうことが普通に窓口でできれば受ける側はストレスなくやりとりができるのではないかなと。確か防災で「ホワイトボ

ードを用意しています」みたいな事を避難所のところに書いてありましたが、このご時世にホワイトボードではなくそういうのがその場でやりとりができるために、日頃からお互いに訓練をしておくことも大事じゃないかなと思いました。

I 委員)

市役所の福祉課に手話通訳の人を置いていて、結構子どもさんとかがタブレットの使い方を習いに来ています。手話奉仕員養成講座は通常1年間で申し込みが15人くらいなんですけど、テレビの影響でもう30人くらい若い人が受講したいとのこと。手話の会の会員が50人いまして子どもさんとの体験をやっていこうと社会福祉協議会と計画しています。

A 委員)

他にご意見ありますか。無ければ第5次障がい者プランの進捗状況については以上として次の議題2に進めさせていただきます。

(2) 太宰府市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の進捗状況について

A 委員)

事務局から説明をお願いします。

事務局)

いただきましたご質問ですが、グループホームに住む前に自立的な生活に向けての「ならし」としてショートステイを利用して事前準備を進めたいと考え短期入所事業所リストを見て問い合わせをしたことがあります。コロナ前でしたが「同事業所の利用者に限る、初めての利用者は受入れが難しい」との理由での回答をされたとのこと。利用者数が増えない理由としては、このように利用したくてもできないという事例が他にもあるのでは、との意見です。本市としましては、利用者がより利用しやすいサービスとなるよう、事業所のご意見を伺いながら調整をさせていただいているところですが、確かにコロナに入ってから初めての方はそういった対応をされたというのは聞き及んだところですが、事業所の方のご理解というか現実的に難しいところもあるかとは思いますが、そういったご意見もあることを踏まえてネットワーク会議などで周知をしていきたいと思っております。

C 委員)

コロナ前だったのですが、どこの事業所かは覚えていませんが3、4か所の事業所からこういう風なことで、初めて使う側からするとどこも初めてなので本当にどうしていいのかわからなくて、その後コロナに入ったので諦めて今に至っています。初めてという時にどういうアプローチをしたら繋がっていくのか、受入れ側の人達も初めての人を受け入れるのが大変なのはわかっているつもりなので無理矢理とか全然思っていないのですが。

A 委員)

精神障がいだったり知的障がいというところで事業所としては、どういう状況なのかが全然分からない、しかし緊急性を帯びている、保護しないといけない、というのがショートステイには多くあります。市町村の障がい福祉の方からDV案件だとかこのような状況だとかで相談いただく時には、今

までの治療歴や家族歴などの情報が無いと受入側としても不安になるのが正直なところです。今回の緊急ショートステイ部会でもその部分が一番の懸案になっています。部会の担当が太宰府ですがいかがですか。

事務局)

事業所からしたら状況が分からない方を受け入れるのは不安というのは部会の中でいつもよく出る意見です。

A委員)

そこを改善していこう、何のための緊急ショートステイなのか、それを理由に全部お断りしていたらどうしようもできないということでいろんな取り組みをされていますよね。

事務局)

緊急ショートを利用するにあたって将来的に使う可能性がある方に事前登録をしていただき前もって私達や相談支援事業所からその方の情報を詳細に把握してならしの体験を行っていこうと、事業所側にも不安なく受け入れてくださるよう情報を事前に集めることが、今回緊急ショートをやる中で緊急ショート自体というよりもその前の周知して事前登録していただくところが大事という話を部会の中でしています。

A委員)

事業所としても受け入れたい、けど受け入れるためにはどういう体制づくりをすればいいのか、というところを緊急ショート部会で書式を作ったりアセスメント表を作ったりという努力をやっているところです。それと「緊急ってどういう時なの」ということになってきます。その部分がまだまだ明確になっていない。ご家族が困った、どうにかしたい、ちょっと預ける所がほしい、これが緊急なのですが、誰が緊急なのか緊急じゃないのか評価するのかというのはやはり難しい。というところで事前にきちんと情報を取っておくという部分の働きかけをやっているところです。児童の方はどうですか。

D委員)

児童のショートの経験はありませんが、お受けするとなるとその方に戸惑いなく使ってほしいというのがありますので、こちらの準備として事前に登録する制度をお知らせいただいで活用いただくと事業所側としては準備がしやすいです。

C委員)

本当にわかります。それはお互いにとって良くないことというのは分かるので、どうしたらいいだろうと思うばかりで。話がずれてしまいますけど、緊急じゃないけどグループホームに入れたいという将来的に長いスパンで考えてだったんですね。緊急じゃない場合はいきなりグループホームに入ることしかないのでしょうか。窓口で「どういう状況ですか」とか、「どういう人ですか」とかお尋ねをされるわけでもなく、「うちはできません」という感じで返事された記憶があり、使い慣れていない側からするとそこでどうしたらいいのだろうかとなりまして、親は保育所に入れる時でさえあんなに不安だ

ったのに宿泊となるととても心配になりますので事前の登録は必須だなと思いますし、やっぱり緊急じゃなければ無いのでしょうか。

A委員)

私の経験では、最高 14 日まで使えますので児童なんですけど、金曜夜に放デイで迎えに行かれて金曜日の夜、土曜日の夜がショートステイ、昼間は放デイの組み合わせをして、親御さんも土日は距離を置いて休みたいというようなやり方をされる事業所さんもあります。時間や距離を置くことで親御さんの健康を保っていくというのも必要なところだろうなと感じます。将来的にちょっと利用させたいから今経験させておきたいなというのも悪くはないと思いますが、ただその理由でショートステイの時間数が市役所から支給決定されるかという問題もあります。ショートステイのサービスを使うには受給者証にショートステイを市役所からいただかないといけない。そうした時に今の自分の気持ちをどこに相談すればいいのかが基幹相談支援センターの役割になるのかなと思います。うちであればグループホームの体験ができますが、それはショートステイを出すよりも結構出やすいですね。そこで体験をしてみて自分に合っていないなと思えばキャンセルして構いません。ただ体験したので 2 年後、3 年後お願いしますというのはちょっとあれですけど。ショートステイという枠を使おうと思うのであればまず基幹相談に相談して受給者証を発行する手続きが必要になります。

C委員)

自閉症なので場所に対するこだわりも強くて建物自体がきつくて入れないとかもあるので経験させたいという思いで手順を踏みたいというところなんです。緊急というので必要とされているのにそういったことで使っていないのかなという気持ちもさっきからお聞きしていてちょっと思ったりもしています。そこは私のわがままなのかなと。

A委員)

実際にうちもショートステイの枠はありますが年間ほとんど使いません。そういうお気持ちがあるのであれば基幹相談が窓口になると思いますのまずは基幹相談にご相談いただければと思います。そのための相談窓口です。

議題は終わりましたが皆さんの方から他に何かご意見ありますでしょうか。

B委員)

障がい者雇用とのところですが、いわゆる就労支援事業者であれば問題無いのですが、うちの診療で感じるのが健常者といっしょに働く障がい者の方達がいじめじゃないけど差別的な扱いというかそういうので苦労している実態があると感じます。上司に相談したらと言うけど、上司に言う「大事な存在だから辞めないでくれ」と言われる。ところがいっしょに働く人達は結構陰で分かりにくいようないじめをしたりとか苦しい思いをしている人が多いみたいなので、一般の健常者に対する啓発みたいなのが普及するといいなと思っています。対応は難しいと思っています。健常者の人達も非常にストレス抱えて働いているのでそういうはけ口になっているようなかわいそうなところもあるので。

A委員)

障がい者雇用率もいま 1.5 ですかね、1.75 くらいまで上がっていく感じですので、商工会とかの中

で情報交換ができればいいのかなと思います。新しい事が進んでいけば新しい問題が出てきます。それに対していろんな形で対応ができればいいのかなと思います。
他にはありますでしょうか。無ければ事務局にお返しします。

終了